

社会奉仕活動中の事故などに対する補償制度について

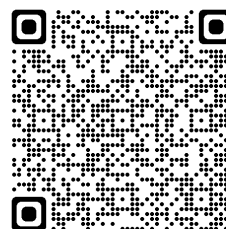
区・町内会をはじめ、地域のみなさまには草刈などの社会奉仕活動（ボランティア活動）にご協力いただき、誠にありがとうございます。

多治見市では、上記のような社会奉仕活動中のケガ等で入院・通院をされた場合に備え、補償（市民総合災害補償）を用意しています。

社会奉仕活動が適切に補償の対象となるよう、活動実施の前に必ず社会奉仕活動届出書をご提出いただきますようお願いいたします。

「社会奉仕活動届出書」は、下記のリンクかQRコードからダウンロードできます。

<http://www.ob.aitai.ne.jp/~tajimi-kutyoubu/sonota.html>



市民総合災害補償制度の概要

1 補償の対象

- (1) 市が主催・共催する行事等に参加する市民等
例：市内一斉清掃・敬老会等
- (2) 社会奉仕活動（ボランティア活動）を行う住民によって構成する団体
例：町内会、PTA、子ども会、公園愛護会等

2 活動が対象となる要件

- (1) 無報酬で行われる活動であること
- (2) 労力の提供があること
- (3) 団体の管理下で行われるものであること

3 対象となる活動（主なもの）

- (1) 道路、河川、公園、集会所等の公共施設の整備や清掃活動
例：地域で行う公園清掃、河川清掃
- (2) 防火、防犯、交通安全のための活動
例：交通安全街頭指導、防犯パトロール
- (3) 社会的弱者（高齢者、身体障がい者等）のために行う市の行事に協力する活動
例：朗読ボランティア活動

4 対象者

活動や行事に参加した本人、または相続人（死亡給付金）

5 「社会奉仕活動届出書」の提出から補償を受けるまでの流れ

- (1) **活動実施前に**、くらし人権課又は担当課へ「社会奉仕活動届出書」を提出
※市が共催、主催する行事（市内一斉清掃、敬老会）の場合、届出は不要
- (2) **活動中に事故が発生した場合は**、くらし人権課または担当課へ連絡

(3) くらし人権課へ「事故報告書」に関係書類を添付の上、提出

6 補償金額と補償基準

「市民総合災害補償規則」(第 3 条関係)

区分	給 付 額	
死亡給付金	500 万円	
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 500 万円～15 万円	
医療補償給付金	入院日数 1 日以上 5 日まで 1 万円	通院日数 1 日以上 5 日まで 1 日につき 2 千円
	入院日数 6 日以上 15 日まで 3 万円	通院日数 6 日以上 15 日まで 2 万円
	入院日数 16 日以上 30 日まで 6 万円	通院日数 16 日以上 30 日まで 3 万円
	入院日数 31 日以上 60 日まで 9 万円	通院日数 31 日以上 60 日まで 4 万 5 千円
	入院日数 61 日以上 90 日まで 12 万円	通院日数 61 日以上 6 万円
	入院日数 91 日以上 15 万円	

7 注意事項

- (1) 社会奉仕活動中のケガ等の治療のみが対象となり、飛び石によるガラスの破損等の損害賠償については対象外となりますのでご注意ください。
- (2) 自治会が行うスポーツ行事は、「**スポーツ傷害保険**」の対象となり対象外です。
自治会が行うスポーツ行事に対しては、市で傷害保険に加入しています。1 年度中に区単位で 3 回までです(1 日を 1 回とする)。
申請される場合は、開催前に「スポーツ傷害保険適用行事申請書」を文化スポーツ課へ提出してください。詳しくは文化スポーツ課(22-1191)へご相談ください。
例：運動会、ボウリング大会、歩け歩け大会、グラウンドゴルフ大会
- (3) 区・町内で実施する美化清掃の前には、三の倉センター(23-1103)にも連絡してください。
草刈りなどの美化清掃で発生したごみの集積場所等についての事前協議が必要ですので、開催日の 1 週間前までに、三の倉センター(23-1103)まで必ず連絡してください。

【お問い合わせ先】

多治見市役所環境文化部くらし人権課
 くらしグループ(本庁舎 1 階) 河村
 TEL: 22-1134(直通)、Fax: 25-7233